

15) 防災・防犯に関する計画

法令で定められている避難訓練・研修および事業所独自の委員会・研修について具体的に記載すること。

- ① 年2回避難訓練の実施。(火災1回、地震1回)
- ② 火災、防犯、自然災害時の職員の役割分担の明確化。
- ③ 火災、防犯、自然災害に備え、職員の対応、動き等の確認、理解の為に職員の緊急時の電話連絡方法等の訓練を行なう。
- ④ 横浜市消防局等で実施される研修への参加。
- ⑤ 自然災害、事故等の非常事態、緊急事態におけるマニュアル、緊急連絡体制を整備し、迅速に対応できる体制の整備。
- ⑥ 利用者、職員の帰宅方法、経路の確認及び宿泊対応について方法・手順作成。
- ⑦ 災害時の必要物品(食料、飲料水等)の購入、点検実施。
- ⑧ 瀬谷区障害者自立支援協議会を通じ、地域の他事業所との連携が図れるよう関係構築を進める。
- ⑨ 緊急持出し用防災カード作成、点検。
- ⑩ 出勤・退勤途上の防犯、交通事故防止などの安全教育の徹底に努める。
- ⑪ 避難経路の安全確認、確保や消火器の位置等の確認を1月1回実施する。
- ⑫ 法人内の他事業所との連携関係の強化。

【考察】

避難訓練は計画通り年2回実施し、1回は非常食を使用した訓練を行い、食料が無い時の対応を確認することが出来た。また、阿久和地区障害児・者支援ネットワーク会議に参加し地区社協、自治会、他事業所と災害時の対応について情報交換を行い、阿久和地区での避難訓練に初めて参加することが出来た。今後も、会議を通じて地域との連携と協力を進めて行きたい。

悪天候等の時は、早めの帰宅判断、利用中止を行ったことで、帰宅時の事故なく安全に配慮することが出来た。

